

水戸市ごみ収集袋等取扱店募集要項

1 ごみ収集袋等の種類及び価格

種類	容量	価格	交付単位	発注単位
ごみ収集袋 燃えるごみ用	10 リットル	100 円	1 組 (10 枚入り)	1 箱 (50 組入り), 又は 10 組ずつ
	20 リットル	150 円		
	45 リットル	300 円		
ごみ収集袋 燃えないごみ用	10 リットル	100 円		
	20 リットル	150 円		
	45 リットル	300 円		
燃えるごみ処理券		300 円		
燃えないごみ処理券		300 円		
粗大ごみ処理券		500 円	1 枚	1 枚

(1) 上記価格は、消費税及び地方消費税の額を含んでいます。

(2) 上記の価格は、条例で定める「ごみ処理手数料」です。必ずこの価格金額を徴収し、値引きや無料配布、ポイントカードなどの加算は行わないでください。また、バラ売り（1枚単位での販売、粗大ごみ処理券を除く）も行わないでください。

2 委託手数料

各種類とも1組（粗大ごみ処理券は1枚）につき、31円50銭（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、委託手数料合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

3 取扱店の業務内容

- (1) ごみ処理手数料を納付した者に対し、ごみ収集袋等を交付すること。
- (2) ごみ処理手数料を市へ納付すること。
- (3) ごみ収集袋等を市へ発注し、在庫管理をすること。

4 申請資格

- (1) 市民に直接ごみ収集袋等を交付できること。
- (2) 店舗の所在地が本市内、又は本市境界から1km以内であること。
- (3) 公金及びごみ収集袋等の適正な管理ができること。
- (4) 市税を完納していること。

※ 上記のほか、原則として、日用品等を売る小売店を対象といたします。

5 申請書類

(1) 水戸市ごみ収集袋等取扱店申込書

(2) 納税証明書2種類（最新年度のもので、発行日から3カ月以内のもの）

水戸市が発行する下記の納税証明書2種類の提出が必要です。代表者又は本人以外が、納税証明書を申請するときは委任状が必要になりますので、収税課にお問合せください。

下記の納税証明書を取得できない場合、又は店舗の所在地が水戸市以外の場合は、ごみ減量課までお問合せください。

①法人のとき 法人市民税の納税証明書（最新年度）、納税証明書（完納証明用）

②個人のとき 市県民税の納税証明書（最新年度）、納税証明書（完納証明用）

(3) 店舗所在地の地図（住宅地図等）

(4) 店舗外観の写真

6 審査結果の通知

審査の結果、ごみ収集袋等取扱店として認定が見込まれる場合は、契約関係書類（契約書、事務説明書等）を郵送いたします。また、審査の結果、認定が見込まれない場合は、その旨を書面にて御連絡いたします。

7 その他

契約の際は、連帯保証人が必要となります。

複数店舗を経営する場合は、それぞれの店舗ごとに契約する方法の他、複数店舗を一括して契約することも出来ます。申込書が異なりますので、ごみ減量課まで直接お問合せください。

8 問合せ先

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

取扱店の申込みに関すること

水戸市 ごみ減量課 電話 029-232-9114（直通）

納税証明書に関すること

水戸市 収税課 電話 029-232-9145（直通）